

日本発条健康保険組合  
理事長 殿

## 誓 約 書

このたび \_\_\_\_\_ の被扶養者申請するにあたり、以下の事項を厳守いたします。  
(被保険者氏名)

下記内容に違反した場合、被扶養者認定自体を無効とする事に異議はありません。  
また、その間に発生した保険給付等の全額を日本発条健康保険組合に返還いたします。

### 記

1. 貴組合に被扶養者として加入している期間は、雇用保険を受給しません
2. 離職票原本の定期的な確認時には、すみやかに健康保険組合へ提出します
3. 提出依頼があった際に離職票原本を提出できない場合は、すみやかに減員届を提出します
4. 雇用保険を受給する際には、すみやかに健康保険組合へ申し出ます
5. 遡っての資格喪失、無資格の医療費給付など、貴組合には一切のご迷惑をおかけしません

以 上

平成 年 月 日

保険証記号・番号 ー

申請者住所

被保険者氏名 ⑩

被扶養者氏名 ⑩

#### ● 健康保険法

(第百九十七条第二項)

保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者又は保険給付を受けるべき者に保険者又は事業主に対して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

(第二百十七条)

被保険者又は保険給付を受けるべき者が、正当な理由がなくて第百九十七条第二項の規定に違反して、申出をせず、若しくは虚偽の申出をし、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は文書の提出を怠ったときは、十万円以下の過料に処する。